

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	食品衛生法(昭和22年法律第233号)
規制の名称	営業届出制度の創設
規制の区分	新設
担当部局	医薬・生活衛生局食品監視安全課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品を製造する事業者の所在等を把握し、指導等を行うため、許可営業業者、公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする。
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、届出対象となる事業者は、届出の関係書類の作成事務の費用が発生する。ただし、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。また、現在も、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)が条例で一定の業種について届出制を定めている場合があり、既に条例に基づき届出を行っている事業者については、追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p> <p>行政費用として、届出を義務付ける業種の選定費用、届出の受付・管理の費用、必要に応じた届出内容の確認、指導の費用が発生する。ただし、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。また、既に条例に基づき届出を求めている都道府県等においては、追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	営業許可を要しない(公衆衛生に与える影響が著しい営業ではない)ものの、公衆衛生に与える影響が一定程度存在すると考えられる営業について、法律に基づき、全国統一的に事前に営業の届出を行わせ、HACCPに沿った衛生管理を含む衛生管理措置に関する監視・指導を行うことで、高齢化等に伴い今後増加する懸念のある食中毒リスクの抑制等、食品の安全の確保に資する。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	改正案を導入した場合、公衆衛生に与える影響が少ない営業を除いて届出を義務付けるため、一定の遵守費用が発生することが見込まれるが、既に条例に基づく届出を行っている事業者が一定程度存在するなど、その費用は一定程度抑制されると考えられるほか、条例に基づく届出の対象でない事業者も含めて公衆衛生に一定の影響を与える業種を営む営業を事前に把握し、衛生管理に関する指導等を行うことにより、衛生管理の不徹底による食中毒発生等を防止することにつながるという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。
代替案との比較	HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、行政が営業業者の所在を事前に把握した上で、営業業者の衛生管理の指導等を適切に行うために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。

<p>その他の関連事項</p>	<p>食品衛生法改正懇談会「食品衛生法改正懇談会取りまとめ」(平成29年11月8日)  4. 食品安全を維持するための仕組み  (2) 営業許可及び営業届出  (今後の対応)  ○ 許可業種の見直しに当たっては、都道府県等への財政面での影響に配慮する必要がある。  また、営業届出制度の創設に当たっては、都道府県等による営業実態の定期的な確認を行う必要があるため、都道府県等や事業者への負担に配慮し、届出事項を最小限とした上で電子申請・届出システムを活用するなど、容易に届出ができるよう工夫することが重要である。なお、電子申請・届出システムの整備に際しては、既存の都道府県等のシステムとの関係に留意すべきである。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。</p>